

令和4年度

財務に関する事務等の適正な管理及び
執行の確保に関する評価報告書の
審査意見書

福岡市監査委員

監事第 28-001 号
令和 5 年 8 月 24 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市監査委員 阿 部 真之助
同 篠 原 達 也
同 水 町 博 之
同 本 野 正 紀

令和 4 年度財務に関する事務等の適正な管理及び
執行の確保に関する評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出する。

令和4年度財務に関する事務等の適正な管理及び 執行の確保に関する評価報告書審査

第1 審査の対象

令和4年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書及び評価の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の着眼点

令和4年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、福岡市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

第3 審査の実施内容

令和4年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、福岡市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「福岡市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の時期

令和5年6月2日から同年8月7日まで

第5 審査の結果

令和4年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第6 備考

本制度に関する本市の取組みは令和2年度に開始されたところであり、組織横断的にリスクを共有することなどに取り組みされてきた。しかしながら、令和4年度の定期監査及び包括外部監査では依然として多くの事務処理誤りが指摘されている。当該制度の効率的かつ効果的な運用に当たっては、引き続き、制度の浸透により職員一人ひとりの意識向上を図るとともに、ICTの活用や業務プロセスの見直しによる業務の効率化等によって不適切な事務処理の再発防止・未然防止に向け適切に対処していくことが求められる。また、現在の当該制度の運用において個人情報の保護に関する事務は対象とされていないが、個人情報の誤送付・誤交付などの事故が起きており、個人情報の適正な管理について現状で十分であるとは言い難い。

市長においては市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの提供のため、同制度の運用について不断の見直しをされるとともに、市全体として制度の一層の推進に努められたい。